

現庁舎跡地と新館の活用について

1 検討主体の変更

当初予定では、現庁舎跡地と新館の活用の検討は、当検討会議と葛塚地域別実行計画ワークショップ（以下「葛塚WS」という。）の両方で検討を行うこととしていましたが、区役所移転後、葛塚地区の公共施設として活用が見込まれることから、葛塚WSを検討の主体とします。

ただし、当検討会議での多機能化・複合化の検討において、現庁舎の活用に関連した意見等が出た場合、葛塚WSへその内容を送り、検討していただくこととします。

2 確認事項等

(1) 財産経営推進計画の趣旨

- 基本方針は「総量削減」と「サービス機能の維持」
- 区役所が移転新築すると現庁舎は不要
- 不要となった財産は、売却や貸付（財産経営推進計画の4つの柱）

(2) 「葛塚中心部まちづくり構想」の概要

- H24.5 北区自治協議会から「北区役所の整備に関する要請書」が提出
 内容＝「移転新築」「整備位置は地域拠点の範囲が相応しい」
- H26.3 現庁舎跡地と新館の活用の提案書「葛塚中心部まちづくり構想」を特色ある区づくり予算の自治協議会提案事業で作成
- H26.6 「葛塚中心部まちづくり構想」の活用に関する提案書を自治協議会が提出
 内容＝「区役所整備について方向が決定された際には、この提案書を参考資料として活用すること。」

<素案概要>

素案	現庁舎新館	跡地
1	新館に窓口機能を残す 空き家に課を分散	2階屋根付き駐車場
2	1F:食と出会い(お食事処等) 2F:子育て(子育て支援センター等) 3F:学びのフロアー(学習施設等)	2階屋根付き駐車場
3	1F:街なか拠点 BC(コミュニティビジネスのプラットフォーム) 2F:地域包括ケア C 3F:集会施設(貸ホール)	2階屋根付き駐車場 5階建て住居棟

3 現庁舎跡地と新館の活用の方向性

- ①現庁舎本館は、老朽化で耐震性も不十分であるため取り壊す。
- ②跡地は、現庁舎の活用に必要な面積を確保し、不要な土地は売却や貸付をする。
- ③活用にあたっては、管理・運営の効率化などによりコストを削減する。
- ④自治法に基づき、施設利用者からは適切に使用料を徴収する。
- ⑤施設運営は指定管理者制度の導入など官民連携（PPP）を図る。